

第 507 回愛知地方最低賃金審議会 議事録

日 時 令和 4 年 8 月 22 日(月) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 40 分

場 所 名古屋合同庁舎第 2 号館 3 階共用大会議室

出 席 者

(公 益 代 表 委 員) 中山恵子会長、鈴木会長代理、小野木委員、中山徳良委員、長谷川委員

(労 働 者 代 表 委 員) 安藤委員、太田委員、大脇委員、木戸委員、中島委員

(使 用 者 代 表 委 員) 江原委員、澁谷委員、太簀委員、堀江委員

(事 務 局) 代田局長、伊勢労働基準部長、高橋賃金課長、服部主任賃金指導官、
木村課長補佐、高橋賃金指導官、久保賃金調査員

議 題 (1) 愛知県最低賃金の改正決定に関する異議の申出について
(2) その他

議 事

○高橋賃金指導官

第 507 回愛知地方最低賃金審議会開催にあたり、事務局より御案内いたします。新型コロナウイルス感染症予防の観点から、着座にて御案内申し上げます。本日御出席の委員の皆様におかれましては、入場時の手指のアルコール消毒及び検温に御協力いただきありがとうございます。机上にはアクリル遮蔽板を設置しておりますが、水分補給時以外のマスク着用の徹底につき、御理解と御協力の程よろしくお願いいたします。

本日の資料につきましては、会議次第に合わせまして資料目次記載のNo.1 からNo.4 を、別綴りにて資料No.5 を配付させていただいております。御確認いただきますようお願い申し上げます。なお、本日の審議会は公開となっておりますので、傍聴の方がおみえになっていることを併せて御報告させていただきます。

それでは、ここで報道機関の皆様、撮影をお願いいたします。

それでは、以降の進行につきましては、中山恵子会長をお願いいたします。

○中山恵子会長

本日は、お忙しい中ありがとうございます。ただ今より、第 507 回愛知地方最低賃金審議会を開催いたします。事務局は委員の出席状況について御報告ください。

○高橋賃金指導官

委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は 5 名の委員全員が御出席、労働者代表委員は 5 名の委員全員が御出席、使用者代表委員は梶原弘司委員が御欠席で 4 名の委員が御出席となっております。委員定数 15 名中 14 名が御出席され、また、公労使各側委員とも 3 分

の 1 以上の委員が御出席されております。このため、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する定足数「全委員の 3 分の 2 以上又は各側委員の各 3 分の 1 以上の出席」を満たしておりますことを併せて御報告いたします。

○中山恵子会長

ただ今、事務局より本審議会は定足数を満たしている旨の報告がございました。では、次第に従いまして議事を進めてまいりたいのですが、事務局からは特にありませんか。

○高橋賃金指導官

報道各社の皆様に申し上げます。審議が始まりますので、以降の撮影及び録音はお控えいただきますようお願いいたします。

○中山恵子会長

では、審議に先立ちまして、代田局長から御挨拶がございます。よろしくお願いいたします。

○代田局長

公労使各委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席賜りまして、誠にありがとうございます。先般、8 月 4 日付けで、貴審議会より愛知県最低賃金の改正決定につきまして御答申いただいたところではありますが、この件に関しまして 8 月 19 日までに「全日本建設交連一般労働組合愛知県本部」ほか 36 団体から異議申出書の提出があったところであります。本日は、この異議の申出に関しまして、最低賃金法の規定に基づき、貴審議会の御意見を賜りたく、諮問をさせていただくこととしております。よろしくお願いいたします。

○中山恵子会長

続きまして、本日の資料及び異議申出の経緯について、事務局から御説明ください。

○高橋賃金課長

資料の説明をさせていただきます。専門部会では資料として既に配付をさせていただいておりますが、資料No.1 最低賃金に関する基礎調査結果の総括表を、改めて本審資料として配付させていただきました。時間当たり所定内賃金額 955 円と 954 円との間に赤色の線が付され、右端に県最低賃金額と付記しております。現在適用されている愛知県最低賃金額 955 円未満となるのは、この赤い線の上の欄となる 954 円の欄に記載の統計上の累計人数 9,274 人となり、その下にかっこ書きで付されている 0.8、こちらが母数の 1,131,196 人に対する割合で、未満率となります。また同様に、答申金額 986 円、こちらについても影響率が 17.9%となっていることが御確認いただけるかと存じます。

続きまして資料No.2 は、最低賃金引上状況等の推移(愛知)令和 3 年度版でございます。

資料No.3 は、平成 24 年度から令和 3 年度までの間の影響率・未満率等の推移を表及びグラフ化したものでございます。いずれの資料も既に審議会で御審議の基として御活用いただいた資料でございます。

資料No.4 は、諮問後の関係労働者又は関係使用者からの意見書面でございます。既に全ての委員には事前に御覧をいただき、愛知県最低賃金審議会専門部会において配付した資料となりますが、本日は、本審資料として再配付させていただいております。専門部会においては要望書名及び提出された団体名、意見要旨等についても御紹介しておりますので、本日、読み上げ等は省略をさせていただきたいと存じます。

なお、第 505 回本審にて事務局持ち回りにて御確認をいただきました、愛労連提出の当時の数ですが 9,134 筆の署名につきましては、本日中央のテーブルに置かせていただいております。高く積まれているもの、こちらが 9,134 筆の署名でございます。また、7 月 14 日及び同月 21 日に御提出がございましたが、こちらはその横に並べておりまして、追加のものを含めて累計で 9,745 筆となっておりますことを御報告させていただきます。

なお、別綴りとしております資料No.5 は異議申出書面となります。本年 8 月 4 日に開催された第 506 回審議会において、愛知県最低賃金の改正決定に係る答申を受け、同日より「意見に関する公示」を行いました。公示期間は、本年 8 月 19 日までの 15 日間であり、この期間に 37 件の異議申出がございました。異議申出概要は、のちほど説明をさせていただきます。

異議申出があった場合は、労働局長はその申出について、地方最低賃金審議会に意見を求めなければならないこととされておりますので、この後、代田労働局長から愛知地方最低賃金審議会に対し、異議申出に係る審議を諮問いたします。

○中山恵子会長

ただ今の事務局からの説明につきまして、なにか御質問等はおありでしょうか。

(質問なし)

○中山恵子会長

よろしゅうございますか、では、議事を進めてまいります。

本日の議題(1)愛知県最低賃金の改正決定に係る答申に関する異議の申出についてです。代田局長から異議申出に係る諮問がございますので、事務局は諮問の御準備をお願いいたします。

(諮問文準備)

○中山恵子会長

よろしいですか。

○代田局長

それでは、諮問文を読み上げさせていただきますと思います。

愛労発基0822第1号

令和4年8月22日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 恵子 殿

愛知労働局長 代 田 雅 彦

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)

標記について、別紙37団体から、別添のとおり最低賃金法第11条第2項の規定に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。

別紙の全日本建設交運一般労働組合愛知県本部ほか36団体につきましては、この後事務局の説明において御紹介いたしますので、この場での読み上げは省略させていただきます。

(諮問文手交)

○中山恵子会長

では事務局、諮問文の写しを配付願います。

(諮問文(写)配付)

○中山恵子会長

では、異議申出の内容について、事務局から御説明くださいますか。

○高橋賃金課長

事務局から御説明させていただきます。異議申出の書面は、別綴り資料として配付をさせていただいております。異議申出内容につきましては、すべて事前に各委員の皆様へお送りし、御確認をいただいております。

これから、提出いただいた順に、申出内容の概要につきまして申し上げます。なお、答申の内容以外に対する御意見や、重なるような内容及び大変恐縮ですが、団体名の敬称は省略をさせていただきたく存じます。

まず初めに、別綴り資料No.5の1ページ目は、全日本建設交運一般労働組合愛知県本部(建交労)から提出がありました「愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について」の写しでございます。異議の内容及び異議申出の理由として、最低賃金に影響を受ける労働者の裾野は広がっており、子供を持つ父親・母親がそろって非正規であったり、あるいはシングル世帯で子育てしながら働くことを余儀なくされるなど、労働者の置かれた状況は様々であって、

最低賃金の引上げが生活を左右するとともに、保護者の貧困は子供の貧困にも連鎖し、7人に1人、13.5パーセントの子供が貧困ラインを下回る状態に置かれ、中でも一人親家庭の貧困率は48.1パーセントと深刻な実態にあり、小中高生の子供が家族の介護や子守りをする所謂、ヤングケアラーの問題も家庭の経済的な理由によるところが大きく、今回の改正は過去最高ではあるが、31円の引上げでは月160時間働いたとしても改善額は5,000円に満たないことから、貧困からの脱却はできず、生活の改善は見込めるものではないとして、最低賃金を1,500円にすることを近い将来の目標とし、直ちに1,000円以上に引上げることが必要であると記載されております。また、専門部会が非公開で行われているため、提出した意見書、署名に関する審議がどのようにされているのかがわからず、こうした透明性に欠ける審議会の在り方に抗議する旨も付記されております。

続きまして2ページ目でございます。千種名東地域労働組合総連合から提出がありました「2022年の最低賃金改定にかかる異議申出書」写しでございます。コロナ禍という異常な労働環境の中で、雇い止めやシフト削減による収入減など、非正規雇用・パートなどの不安定雇用労働者にとりわけ厳しい生活が押し寄せ、追い打ちをかけるように昨今の物価上昇で生活は大変苦しくなっており、31円の引上げでは実質的に引上げに繋がらない労働者も多く存在すると考えられ、直ちに1,000円、将来的には1,500円を目指しての改定が必要と考える旨、記載されております。

続きまして3ページ目でございます。愛知県労働組合総連合(愛労連)から提出がありました「愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について」写しでございます。本年6月30日、愛知労働局長及び審議会会長宛に「物価高騰のあおり、県民の生活改善と地域経済の活性化のために最低賃金の大幅な引上げを求める要請書」を提出したが、どのような議論があったか説明がなく、9,745筆の署名についての受け止めの説明がなく、31円の引上げ、時間額986円への改正についても到底納得ができない。どのような議論が行われたか、専門部会が非公開のため分からず、部会の議論内容の説明もないまま決定されたことについても、異議を申出る旨が記載をされております。加えて「愛知県最低賃金の改正決定にかかる関係労働者及び関係使用者の意見」の取扱いと、今回の「答申」決定などにかかる公開質問状及び「最低賃金986円では生活は立て直せません」と題したリーフレットが添付をされてございます。

8ページ目は、愛知県社会保障推進協議会から提出がありました、「愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について」写しでございます。最低賃金の動向は、非正規労働者をはじめ、若者、女性や高齢労働者など社会的弱者と言われる方に多大な影響を及ぼし、ダブルワーク・トリプルワークで自分の身を削りながら、日々の生活を送っている方々が将来の希望が持てるような最低賃金の引上げを実施すべきで、物価高騰及び2年以上に及ぶコロナ感染拡大の中で、1時間31円の引上げによる時給986円の金額では生活改善に到底つながらず、今年最低限1,000円以上への引上げを求めるとの異議が記載されております。

9ページ目は愛労連ローカルユニオンから提出がありました「愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について」写しでございます。異議の理由として、最低賃金額の方であれば、 $986 \text{円} \times 8 \text{時間} \times 22 \text{日} = 17 \text{万} 3,536 \text{円}$ となり、ここから税金、社会保険料の約15パーセン

トを差し引くと残りが約 10 万円となり、物価高騰で食費、光熱費がどんどん上がり、月 10 万円余りではとても生活ができず、もし病気になったらすぐに生活が困窮するとして、一度に数百円の引上げは無理でも、せめて今年度は 1,000 円に引上げを求める旨が記載されております。また、増加する社会保険料などの国から企業への財政支援を求める旨も記載されております。

続きまして 10 ページ目でございます。愛労連パート臨時労組連絡会から提出がありました「愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について」写しでございます。意見書では、最低賃金の動向に大きな影響を受ける非正規労働者の実態や期待の声を直接聞いて、審議会の議論に反映するよう非正規労働者の意見陳述を求めたが、今年度も実施されなかったため非正規労働者の意見陳述を求めるとともに、非正規・時給労働者は、コロナ禍に続く物価高騰によって大変厳しい生活実態となっており、986 円では普通に生活することすら困難であり、今年度はせめて 1,000 円以上への引上げを求める旨が記載されております。

続きまして 11 ページ目でございます。生協労連愛知県協議会から提出がありました「2022 年度愛知県最低賃金額改定に対する異議申出書」写しでございます。答申どおり 986 円で確定した場合、月 155 時間就労したとして計算しても、月額収入は 15 万 2,830 円、年収は 183 万 3,960 円となり、貧困から抜け出せないワーキングプアの水準と言われる年収 200 万円に達せず「非正規・時間給で働く者にとって、安心して働き続けるには十分な水準とは言えない。せめて物価の上がり幅を上回らないと意味はない、私たちの生活をしっかり見て欲しい。」との声が寄せられている旨が記載されております。また、非正規労働者による意見陳述の機会を求める旨の要請が記載されております。

12 ページは、愛知県労働組合総連合女性協議会から提出がありました「愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について」写しでございます。女性の貧困、子供の貧困の根絶、女性の自立、男女賃金格差の是正のためには最低賃金の引上げが必要であるとして、決して企業の支払能力で決められるものではなく、女性も男性も一人の労働者が一人分の賃金で 8 時間働けば、ゆとりをもって暮らせる構造を作り出していかなければならず、今すぐ時給 1,000 円以上に上げるとともに、時給 1,500 円を求める旨が記載されております。また、意見書及び署名に関する審議経過を求める意見が記載されておりました。

13 ページは、年金者組合愛知県本部から提出がありました「愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について」写しでございます。物価上昇は、少なくとも 3 パーセント程度となっており、昨年の 28 円に物価上昇分を加味しないと生活が維持できず、全国 27 の都道府県で最低生計費調査では、愛知を含めた全国どこでも月額 24 万円(時間給換算 1,500 円)以上が必要という結果が出ており、物価高騰のなかで 986 円への引上げでは生活改善につながらず、今年度は 1,000 円への引上げを求める旨が記載されております。また、意見書及び署名に関する審議経過を求める意見が記載されております。

14 ページからは、全労連・全国一般労働組合愛知地方本部名古屋地域支部から提出がありました「愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申し出」写しでございます。コロナ禍の第 7 波とロシアによるウクライナ侵略戦争、円高、こちらは原文のままでございますが、のトリプル

襲来のもとの食料・エネルギーを中心とする未曾有の物価高騰が引き起こされ、日本経済と国民生活は大変な状況にある。986 円程度の地域最低賃金の引上げでは、愛知県経済と県民の暮らしを守りうる生活改善・底上げに到底つながらない。今年度については、最低でも 1,000 円への引上げを強く求めると記載されております。また、意見書及び署名に関する審議経過を求める意見が記載されておりました。

続きまして 19 ページは、名古屋市職員労働組合から提出がありました「愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について」写しでございます。1 時間 986 円の賃金では、税金、社会保険料を引き、家賃や光熱費など固定的な経費を考えると食べることに精一杯の賃金であり、今年に入ってからの急激な物価高騰によって、それさえもままならない状況となっており、早急な改善が必要であることに加え、7 月の参議院議員選挙においてすべての主要政党の候補者が最低賃金を少なくとも 1,000 円以上に引上げることを公約として当選しており、1,000 円は国民全体の世論であり期待となっている。何年も実質賃金が上がらないもとの、若年者は奨学金の返済、中高年は教育費や介護費用などで苦しい生活が続いている。最低賃金の引上げは公務員の初任給をはじめ若年層の賃金、会計年度任用職員の報酬にも反映し、多くの民間労働者の引上げにもつながり生活改善につながるものであるが、1 時間 986 円の賃金では人間らしい生活ができる賃金ではなく、最低でも 1 時間 1,000 円以上の賃金を求めるとし、意見書及び署名に関する審議経過を求める意見も付記されておりました。

続きまして 20 ページでございます。愛知母親大会連絡会から提出がありました「愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について」写しでございます。NPO 法人「キッズドア」の調査結果を引用されて、子育て困窮世帯の 9 割近くがシングルマザーであり、新型コロナウイルス感染症流行前と比べて収入が減った世帯は 7 割、世帯年収 200 万円未満が 57 パーセント、半数以上が非正規雇用となっているとし、非正規雇用が多い母子世帯は最低賃金の引上げが命綱であり、今年の物価高騰は生活を直撃しており、物価高のなかで昨年の 28 円に少なくとも 3 パーセント程度の物価上昇分を加味しないと生活が維持できず、986 円への引上げでは生活改善に到底つながらない。今年度は 1,000 円への引上げを求めるとの異議内容となっております。また、意見書及び署名に関する審議経過を求める意見も付記されておりました。

21 ページは、全日本国立医療労働組合、全医労、愛知地区協議会から提出がありました「愛知県最低賃金の改正決定に係る愛知県地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出書」写しでございます。愛知県は多くの産業指標が大阪を上回っており、最低レベル水準としても東京に次ぐ全国 2 位の「最低賃金」水準に引上げるべきであり、コロナ禍であらゆる産業で厳しい状況が続いているが、とりわけ非正規雇用労働者が雇用の調整弁として悪用され、2020 年度は 3 万 5 千人、2021 年度は 2 万 6 千人もの非正規労働者が愛知県内で減少しているものの、それでもなお 129 万 2 千人が働いており、全就業労働者の 36 パーセントに達し、最低賃金の相場雇用され、生活を強いられている労働者とその家族である愛知県民は多数存在する。また、最低賃金を引上げるにあたり、必要な経費負担増については大企業を除き、中小企業には国と県の責任で大幅な支援強化を行うことを求める旨が記載されております。

22 ページでございます。全労連・全国一般労働組合愛知地方本部から提出がありました「愛

知県最低賃金の改正決定に係る異議申立書」写してございます。コロナウイルス感染拡大が収まらない中で、ガソリン代、電気代、ガス代の値上げ、加えて多くの食品が 1 割から 2 割程度も高くなり、生活を圧迫している。日本の社会全体の経済を活性化させるために最も効果的な方法は、賃金を底上げし、消費を向上させることであると考え、最低賃金の大幅な引上げを求めるとともに、日本では最低賃金引上げのための中小企業支援が弱く不十分であり、社会保険料の負担軽減などの支援が必要であるとともに、コロナ禍で苦しむ中小企業・事業者に向け消費税減税など、利用しやすく力強い支援策の拡充が不可欠であると記載されております。

続きまして 23 ページは、尾張中部地区労働組合総連合から提出がありました「愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について」写してございます。物価の高騰が著しい現状に鑑み、昨年の 28 円に物価上昇分、少なくとも 3 パーセントを加味しないと生活が維持できないとし、先進諸国の最低賃金額を例示するとともに、全国 27 の都道府県での最低生計費試算調査では、愛知を含め全国どこでも月額 24 万円、時給に換算して 1,500 円以上が必要との調査結果がでており、愛知県においても目安金額を超える更なる審議を求めるとの異議が記載されております。また、意見書及び署名に関する審議経過を求める意見が付記されております。

24 ページでございます。障害者労働組合から提出がありました「愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について」写してございます。物価高騰のなかで 986 円の引上げでは生活改善・底上げに到底ならず、今年は最低でも 1,000 円への引上げを求める異議が記載されております。また、意見書及び署名に関する審議過程を求める意見が記載されております。

29 ページでございます。東三河労働組合総連合から提出がありました「愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について」写してございます。中部電力によりますと、2021 年 8 月分電気料金モデルケースは 6,615 円のところ、2022 年 8 月は 8,747 円。電気代だけでも 2,132 円の負担増となっており、NHK によると 1 万 8 千品目を超える商品が価格平均 14 パーセント上昇と報道される異常な物価高騰の中で、986 円への引上げでは生活改善につながらず、今年は 1,000 円への引上げを求めるとの異議が記載されております。また、意見書及び署名に関する御意見が記載されておりました。

続きまして 30 ページでございます。愛知県医療介護福祉労働組合連合会から提出がありました「2022 年度愛知県最低賃金の改正決定に対する異議申出」写してございます。最低賃金の大幅な引上げは、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、直面する日本経済の立て直しにきわめて重要であって、コロナ禍においても重要性が増しており、最低賃金は全国どこでも月額 24 万円、時間給に換算 1,500 円以上必要であり、この水準に引上げるべきであると記載されております。医療介護労働者は国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しており、働く県により賃金格差が 8~9 万円以上となる実態の解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考え、再審議し上積みを行うことを求めると記載されております。また最低生計費の視点から、最低賃金は少なくとも 1,500

円は必要であるとする異議が記載されております。加えて、意見書及び署名に関する御意見が記載されておりました。

31 ページでございます。外国人実習生 SNS 相談室から提出がありました「愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出書」写しでございます。現在国内には、35 万人もの外国人技能実習生が就労しており、1 年間に 91 件 126 名の外国人技能実習生からの相談を受けたが、多くが最低賃金額で契約されている実態があると記載されております。日本国憲法は「健康で文化的な最低限度」の生活を保障している。日本に住み続ける労働者は誰でも 8 時間働いたらまともな生活ができる最低賃金が必要であり、当面 1 時間 1,500 円が急務であると記載されております。

33 ページでございます。愛知県労働者学習協議会から提出がありました「2022 年度愛知県最低賃金の改正決定に対する異議申出」写しでございます。物価高騰の中で 986 円への引上げでは生活不安と切実な声を背景に、コロナ禍の今だからこそ大幅な引上げが必要とされています。最低賃金の大幅な引上げは、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、日本経済の立て直しにきわめて重要で、コロナ禍の経済悪化から脱して地域循環型経済のベースとなる最低賃金は、答申金額より上積みされることが必要であり、再審議し上積みを行うことを求めると記載をされております。

続きまして 34 ページでございます。西三河地域労働組合総連合から提出がありました「愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について」写しでございます。物価高騰の中で、986 円の引上げでは生活改善に到底つながらない。今年は最低でも 1,000 円への引上げを求めると記載されております。また、意見書の配付、署名についての御意見も記載されております。

続きまして 35 ページでございます。愛知はたらくものいのちと健康を守るセンターから提出がありました「愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について」写しでございます。物価高騰の中で、986 円の引上げでは生活改善に到底つながらない、今年は最低でも 1,000 円への引上げを求めると記載されています。意見書の配付、署名についての御意見も記載をされております。

続きまして 36 ページでございます。名古屋タクシー協会から提出がありました「異議申立書」写しでございます。愛知県最低賃金額を 1 時間 986 円とする改定意見については、コロナウイルス感染症拡大の影響が甚大であるタクシーの経営状況及び通常の事業の賃金支払能力にないと認められることから容認できないとし、タクシーの営業収入等の輸送実績は長期に、かつ深刻な状況にあり、タクシー始まって以来の危機的な状況が現在も継続しており、雇用調整助成金活用により雇用を維持しているものの、売り上げが期待できない状況下にあっても、公共交通機関の役割及び使命を果たすべく運行継続を図ってきたものの、休業する運転者及び車両が多くなると必然的に車両の稼働率が低下して、会社全体の総売り上げが減少するとともに、ここ最近の諸物価高騰はタクシーのコスト増に大きくのしかかっており、なかでも燃料価格の高騰により、運賃改定を求める動きが日増しに大きくなり、名古屋地区の 93 パーセントを超えるタクシーから運賃改定申請が提出をされています。今後、毎年最低賃金の引上げが継続することにより、収入が伸び悩みリスク、燃料価格高騰等の物価上昇のり

スク等、最低賃金の支払能力を超えたコストだけが増加する結果となれば、今回の運賃改定で経営改善を図ることが困難となり、再度運賃改定申請を必要とするなど、経営は危機的な状況を招くリスクが高いと記載されております。中小企業が大半を占めるタクシーにあっては、最低賃金法第9条に規定する地域別最低賃金の原則「通常の事業の賃金支払能力」について、コロナ禍での異常事態であることは明白であり、「通常の事業の賃金支払能力」があるとは到底認められない。中小企業を廃業に迫いやる懸念及び公共交通の崩壊を招く懸念のある最低賃金の引上げに対し、断固反対する旨が記載されています。また、万が一引上げる場合は、タクシーの最低賃金改定を支援する国の助成措置等、公共交通の維持に必要な最低賃金改善独自支援制度の創設を希望する旨が記載されております。

続きまして43ページでございます。名古屋ふれあいユニオンから提出がありました「異議書」写しでございます。内容は、最低賃金986円を1,000円以上に上げるように求めるものとなっております。また、中小企業や個人事業主の負担とならないよう適切な行政支援を行い、労働者の生活も守られるよう再度審議したうえで最低賃金の答申をするように求めるとしてあります。また、意見陳述の場を設けるよう求めたが実現しなかったため、最低賃金で生活している労働者や実態を知る労働組合の声を聴いた上で、適正な最低賃金を審議するよう再度求めると記載されております。加えて意見書に関する審議経過を求める意見が記載されておりました。

45ページからは、革新県政の会から提出がありました「愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について」写しでございます。物価高騰を理由として986円の引上げでは生活改善につながらず、今年は1,000円への引上げを求めると記載されております。また、意見書及び署名についての取扱いについても記載されております。

46ページからは、革新市政の会から提出がありました「愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について」写しでございます。物価高騰を理由として986円の引上げでは生活改善につながらず、今年は1,000円への引上げを求めると記載されております。また、意見書及び署名についての取扱いについても記載をされております。

続きまして47ページでございます。国鉄労働組合名古屋地方本部から提出がありました「愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について」写しでございます。物価高騰を理由として986円の引上げでは生活改善につながらず、今年は1,000円への引上げを求めると記載されております。また、意見書及び署名についての取扱いについても記載をされております。

48ページでございます。全トヨタ労働組合から提出のあった「愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について」写しでございます。物価高騰を理由として986円の引上げでは生活改善につながらず、今年は1,000円への引上げを求めると記載されております。また、意見書及び署名について同様に意見が記載されております。

49ページでございます。愛知地域労働組合きずなから提出がありました「愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について」写しでございます。一人暮らしの青年がまともに暮らすには、全国どこでも月額24万円以上が必要であり、時給に換算した1,500円の最低賃金

実現を求めてきたけれども、今回の引上げ額は労働者の生活実態からあまりにもかけ離れ、新型コロナウイルス感染症拡大による収入減や、物価高騰から労働者の生活を守る引上げレベルとは程遠いものになっているとし、中小企業や小規模事業者の賃上げを可能とする環境整備、生産性向上や公正取引、事業継続のための支援策についての議論をより深め、政府への要請をもお願いする旨記載されています。また、意見書の配付説明や、意見陳述、公開された審議の開催を求める旨の意見も記載されております。

50 ページでございます。北医療生協労働組合から提出のありました「2022 年度愛知県最低賃金の改正決定に対する異議申出」写しでございます。今年の最低賃金は 1,000 円としてほしい旨が記載されております。

続きまして 51 ページでございます。愛知県医労連南医療生協労働組合から提出がありました「愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について」の写しでございます。物価高騰の中で 986 円の引上げでは到底生活改善につながらない、今年は 1,000 円以上への引上げを求めるとされております。また、意見書及び署名につきまして御意見が付されております。

続きまして 52 ページでございます。愛労連エッセンシャルワーカー大幅賃上げ・大幅増員プロジェクトチームから提出がありました「2022 年度愛知県最低賃金審議会の意見に関する異議申出書」写しでございます。こちらも 1 時間 986 円の改正決定に異議ありとされ、ケア労働者は最低賃金近傍で働いており、今期 1,000 円の引上げを求めると記載されております。

続きまして 53 ページでございます。全国福祉保育労働組合東海地方本部から提出がありました「2022 年度愛知県最低賃金額改正に係る愛知地方最低賃金審議会の意見に対する異議申立て書」写しでございます。こちらは、記の下のところを読ませていただきます。1、誰もが安心して生活でき、新型コロナ禍でも地域経済を活性化させて行くためにも最低賃金額を大幅に引上げ 1,500 円とすること。少なくとも最低賃金額を 1,000 円以上にすること。2、最低賃金引上げに中小企業が対応できるよう支援を強めるよう国に働きかけること。3、福祉保育職場では国からの補助金が最低賃金引上げ額に応じる対応がされていません。事業所任せにしないで、国・自治体での最低賃金引上げに応じた補助金となるよう求めること。以上が書かれております。

続きまして 54 ページでございます。J M I T U 愛知支部から提出がありました「愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について」写しでございます。1 時間 986 円にするという改正決定が行われたが異議を申し述べるとされて、今年は 1,000 円以上への引上げを求めると記載されております。また、愛知県最低賃金審議会での審議内容につきましては、意見書及び署名についての取扱いについての御意見が記載されております。

続きまして 55 ページでございます。愛労連労働相談センターから提出があった、表題はございませんが異議申出書面でございます。異議の内容は、986 円の引上げでは生活ができない、1,000 円以上に引上げを願うと書かれています。パートで働く女性は時給が安く生活が苦しいとの相談が多く寄せられ、時間額 1,500 円ぐらいい欲しいとの要望も多く寄せられていて、自分の稼ぎだけで暮らせる時給を求めている。学生でアルバイトをしている青年たちも入学時に奨学金という借金を背負わされている人達も多く、低賃金ではやっていけないと

いう人達も多くいて、大学を終えた先、就職しても残った奨学金を背負わされ将来もバラ色とは言えない。欧米諸国は最低賃金も多くが 1,500 円前後で、これが世界の趨勢であると記載されております。

続きまして 56 ページでございます。名古屋北部青年ユニオンから提出がありました「愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について」写しでございます。企業の支払能力論に縛られて審議会も毎年慎重というよりは、及び腰の引上げを決定してきており、30 年も賃金が上がらない状況が続いていると記載をされております。

続きまして 57 ページで、最後の異議申出書面でございます。日本自治体労働組合総連合愛知県本部から提出のありました「愛知県地域別最低賃金の改正に関する異議申出」写しでございます。中賃からの目安が 1 週間ほどずれ込んだにもかかわらず、愛知の審議会は従来どおりの日程で全国的には最速の答申であったが、期日ありきとのそしりを免れないとの内容が記載をされております。

以上、異議申出書の概要につきまして、事務局から御説明させていただきました。

○中山恵子会長

ただ今の事務局からの御説明に関しまして、何か御質問等いかがでしょうか。

(質問なし)

○中山恵子会長

御質問等がないようですので、異議の申出についての審議に入らせていただきます。異議の申出に対して、まず労働者側の委員、御意見はいかがでしょうか。

○大脇委員

今の申出に対して、労働者側として発言させていただきます。今御説明いただいた異議申出の内容、特に労働者団体から提出された内容については求める考え方等、審議会の中で労働者側委員が訴えて主張してきた事と方向性は同じだと捉えています。経済の活性化や労働者の働きの価値に見合った水準の確保であったり、生活の安定に向けた最低賃金の引上げを求める審議を望んできました。

結果として、私どもが主張した金額には及ばなかったのですが、目安審議や公益の方の見解でしたり、審議会の中で議論を重ねた結果として、労働者側委員としても判断をしてきました。私どもが求める誰もが1,000円の早期実現に向けて、審議会の中でも労働者側の主張で根拠を示して今回も異議の申出の中にも多く掲載されておりました、物価上昇も見込んだ適切な賃金の引上げが重要だと考えておりました、今回いただいた意見も含め次年度もそういった観点で審議に臨んでいきたいと思っております。これらの意見ですね、取り組みについて実行に移していただけたらなというのと、私たちもその取り組みを把握して、様々な場面で労働者の立場から意見反映していきたいと考えております。

よって今回の異議申出については、その内容を尊重しながらも、愛知県の最低賃金の答申については、現行どおりで問題ないものと考えております。よろしく申し上げます。

○中山恵子会長

ありがとうございました。異議申出をここまで丁寧に会議で説明いただくのは初めてですから、そうした意味では労働者側にとってはですが、一步前進かなという気がいたしております。では続きまして、使用者側いかがでしょうか。

○太箸委員

労使各団体から、37件の異議申出書の内容を精査、読ませていただきました。その中でも使用者側としてですが、名古屋タクシー協会様からは、コロナ禍における業績悪化、燃料価格高騰によるコスト増など、通常の事業の賃金支払能力の観点から、本年度は引上げるべきではないという御意見も頂戴しております。我々使用者側委員としても、各審議会の中で同様の内容に加えまして、厳しい経営環境を含めて意見を主張してまいりました。慎重に議論を重ねた結果、今回の答申額ということになったものとの認識に至っております。

以上のような説明に基づきまして、各異議申出の内容を尊重しつつも、答申額どおりということで、使用者側としては思っております。

○中山恵子会長

ありがとうございました。ただ今、労働者側委員、使用者側委員から御意見を頂戴いたしましたので、公益の意見をまとめてお話をさせていただきます。

審議に当たりましては、コロナ禍や原材料費等の高騰といった、企業経営を取り巻く環境に配慮しますと同時に、現在の愛知県の経済・雇用の実態を見極めながら、更に消費者物価の上昇による労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力等を考慮してまいりました。また、中央最低賃金審議会の公益委員見解である目安を十分に斟酌しつつ、最低賃金に関する基礎調査による統計結果を参考にしながら、公労使三者で、極めて真摯に議論を重ねてまいりました。先ほど御紹介いただきました、労働者団体、また使用者団体から提出されました異議申出書を十分に尊重した上で申し上げさせていただきますと、当審議会としては異議申出されました内容を含めまして、すでに議論を尽くし、そして本年の8月4日付けの答申に至ったものでございます。

従いまして、答申を見直す必要はなく、答申どおり決定することが適切であろうという結論として、異議申出に対する答申とさせていただきたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

○中山恵子会長

よろしゅうございますか。では、御異議がございませんでしたので、愛知労働局長あて答申について、これから答申文(案)を作成いたしますので事務局、御準備をお願いします。

(答申文(案)準備)

(答申文(案)配付)

○中山恵子会長

よろしいですか。では、読み上げをお願いします。

○服部主任賃金指導官

それでは読み上げます。

(案)

令和4年8月22日

愛知労働局長

代田 雅彦 殿

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 恵子

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和4年8月22日貴職から、令和4年8月4日付け愛知県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する別紙37団体からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和4年8月4日付け答申どおり決定することが適当である。

別紙につきましては、本日の諮問文と同様のため、省略とさせていただきます。

○中山恵子会長

ありがとうございます。ただいまの答申文(案)に関しまして、何か御意見等いかがでしょうか。

(異議なし)

○中山恵子会長

よろしゅうございますね。では、労働局長に答申いたしたいと存じます。事務局は答申文の(案)を取って御準備ください。

(答申文準備)

(答申文手交)

(写真撮影)

(答申文(写)配付)

○中山恵子会長

ではここで、代田局長より答申のお礼の御挨拶がございます。局長、お願いいたします。

○代田局長

ただ今、いただきました答申に関しまして改めましてお礼の御挨拶を申し上げたいと存じます。全日本建設交運一般労働組合愛知県本部ほか 36 団体から提出されました愛知県最低賃金の改正決定に関する異議申出について、御審議いただきました結果、「令和 4 年 8 月 4 日付け答申どおり決定することが適当である。」との答申を頂戴したところであります。

本年 7 月 1 日の諮問以降、本日まで熱心に御審議いただきましたことに、改めて深く感謝を申し上げるところでございます。本日を含めまして、審議会各委員から最低賃金につきまして、その経営環境、あるいは今日、中小企業等に対する支援といったことについて、またそれらフォローについてといったことについて、御意見、お話をいただいているものと認識いたしております。労働局長といたしまして、これをしっかり受け止めさせていただき、こうした御意見等も十分踏まえた上で、労働局といたしまして、今後改定されます最低賃金の周知広報、履行確保に取り組んでまいりたいと考えてございます。特に、中小企業、小規模事業者に対しましての各種支援の強化といった点につきましても、関係機関、自治体等とも緊密な連携を図りながら、もとより管内、監督署、ハローワーク等を含めまして私どもとして最大限の努力と利用促進を進めてまいり所存でございます。

委員の皆様方におかれましては、改定最低賃金に係る周知、履行確保、環境整備といった面を含めまして、それぞれのお立場から御助力、お力添え賜ることができれば、ありがたく存ずるところでございます。よろしく願いを申し上げます。

以上、本日頂戴しました答申に対するお礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○中山恵子会長

では、最後に、議題(2)その他に入りますが各委員の皆様方から、何かございますか。

(特になし)

○中山恵子会長

よろしいですね、では、事務局からの連絡事項等はいかがですか。

○高橋賃金課長

事務局より連絡させていただきます。今後のスケジュールについて御説明をいたします。

本審議会終了後、直ちに愛知県最低賃金の改正決定に係る官報公示の手続を行います。官報公示の予定は本年9月1日であり、公示の日から起算して30日を経過した日の本年10月1日が効力発生日となります。

○中山恵子会長

ただ今の事務局からの説明に関して、何かございますか。

(特になし)

○中山恵子会長

ないようですので、本日の議事はすべて終了いたしました。この日を迎えられましたことを、公益一同を代表しましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

では、以上をもちまして、第507回愛知地方最低賃金審議会を閉会させていただきます。本日は、お暑い中、御参集いただきまして本当にありがとうございました。

(令和4年8月22日)第507回愛知地方最低賃金審議会 議事録